

国民健康保険・後期高齢者医療制度より
接骨院や整骨院(柔道整復)の
正しいかかり方



- 健康保険が適用される場合
(一部自己負担)
- ◎ 打撲◎ねんざ◎挫傷(肉離れ等)
 - ◎ 骨折・脱臼による応急処置

健康保険が適用されない場合
(全額自己負担)

- ◎ 日常生活やスポーツによる疲れ、肩こりなどの疲労改善
- ◎ 神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなどによる痛み

施術を受ける際の注意点

① 重複受診をしない

同じケガで病院等の治療と同時に受けたり、複数の接(整骨院)にかかったりすると、原則全額自己負担となります。

② 療養費支給申請書の内容は必ず確認

施術内容が正しいか確認して、署名・捺印してください。施術内容が書かれていない白紙の申請書に署名・捺印はしないようにしてください。

③ 施術の記録や領収書等は大切に保管

適正な医療を受けているか確認するため、市より内容をお聞きすることがありますので保管をお願いします。

このように、接骨院や整骨院での施術は健康保険が使える場合と使えない場合がありますので、事前に柔道整復師とよく相談してください。

○正しい受診・適正な医療の必要性

健康保険が使える範囲を正しく理解できれば、不意に医療費の全額が自己負担になってしまうことを防げます。

また、皆さまが受けた医療費は、自己負担のほか、保険税(料)によってまかなわれています。

知らないうちに必要以上の治療を受け、医療費が増加すると、保険税(料)の増額など、皆さまに大きな負担を強いることになりかねません。

そのため、大切な保険税(料)の運用をするにあたり、市は医療が適正に行われているか、確認を行っています。

一人ひとりが適切な受診をすることが、皆さまの負担軽減につながりますのでご協力をお願いします。

問合せ先

健康増進課国保年金係(窓口③)

☎②③③②②

窓口での本人確認にご協力を



不正取得の防止と個人情報保護のため、婚姻・転居等の届出や、住民票・戸籍謄(抄)本・税証明等の申請時、手続きされる方の本人確認を行っています。

提示していただく本人確認書類、次の中から1点ご提示ください。

◎ 運転免許証

◎ 写真付き住民基本台帳カード

◎ パスポートなど公的機関の発行した顔写真付き証明書

※ 顔写真付きの身分証明書をお持ちでない方は、健康保険証・介護保険証・年金手帳・年金証書・社員証・学生証・預金通帳などを2種以上、複数ご提示ください。

○ 11月20日(水)は

住民基本台帳カードが使用できません

11月20日(水)は住基ネット機器更改日のため、住民基本台帳カードを用いた転出・転入、住民票の写しの広域交付、住民基本台帳カード発行ができません。
※ 利用予定のある方はご注意ください。

問合せ先

市民課市民係

☎②②②①⑤